

# レアメタル研究会規約

レアメタル研究会に参加する者は、「プロセス技術がレアメタルをコモンメタルに変える」という気概をもって、レアメタルとその生産プロセス技術の研究討議を行い、開発指針について掘り下げた闊達な議論を行う。研究会の会員および参加者は、以下の規約を遵守することを約束の上、研究会に参加する。

## (守秘義務)

1.

- (1) 研究会の遂行に伴い相手方または本研究会の他の会員および参加者から開示された情報及び本研究会の遂行によって得られた知識・技術等の事実を第三者に漏らしてはならない。但し、開示された時点で公知のもの、及び開示された時点で既に自己が保有していることが証明できるもの、関係する会員、参加者等の同意を得たものはこの限りではない。
- (2) 研究会の遂行によって得られた知識・技術等の事実を第三者に開示又は外部に発表しようとする場合にはその内容、時期、方法等について、あらかじめ関係する会員、参加者等と協議をし、その同意を得なければならない。
- (3) 前二項の守秘義務は、本研究会の活動期間終了後3年とする。但し会員の同意によりこの期間を延長することができる。
- (4) 会員および参加者は、本条に違反した他の会員、参加者等に対して、損害の弁済を請求することができる。

## (知的所有権)

2.

- (1) 本研究の遂行により得られた知的財産権については、その貢献度に応じて権利の持ち分を得る。

## (研究成果の取扱い)

3.

- (1) 本研究の遂行の結果として得られる成果（前条に定める知的財産権も含む）の取扱いについては、関係する会員、参加者等と協議をして決定する。

## (退会・除名)

4.

- (1) 本研究会を退会しようとするものは、財団法人生産技術研究奨励会に対し、その旨を届けなければならない。賛助会費、会費、参加費等支払いすべき金銭に未納がある場合は、これを完済しなければならない。
- (2) 会員、参加者等が賛助会費、会費、参加費等を支払わない場合は、これを除名することができる。
- (3) 本研究会の活動に阻害を及ぼすような行為が行われた又は行われるおそれがあると主宰者が判断した場合は、これを除名することができ、損害の弁済を請求することができる。

(以下余白)